

復興推進会議について

(1) 復興推進会議構成員

議 長：安倍 晋三 内閣総理大臣

副 議 長：竹下 亘 復興大臣

議 員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣

内閣官房副長官

長島 忠美 復興副大臣

浜田 昌良 復興副大臣

西村 明宏 復興副大臣

高木 陽介 経済産業副大臣

小里 泰弘 環境副大臣

小泉 進次郎 復興大臣政務官

山本 ともひろ 復興大臣政務官

岩井 茂樹 復興大臣政務官

(2) 復興推進会議関係条文

1 復興庁設置法（平成23年法律第125号）【抄】

第四節 復興推進会議等

（復興推進会議）

第13条 復興庁に、復興推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。
- 二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第14条 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 副議長は、復興大臣をもって充てる。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣
- 二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

5 会議に、幹事を置く。

6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

2 復興推進会議令（平成24年政令第23号）

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（議長）

第1条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第2条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第3条 復興推進会議の庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。

（復興推進会議の運営）

第4条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が復興推進会議に諮って定める。

3 復興推進会議運営要領（平成24年2月14日復興推進会議議長決定）

復興推進会議令（平成二十四年政令第二十三号）第四条の規定に基づき、復興推進会議（以下「会議」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第1条 会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第2条 会議は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第3条 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第4条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

2 会議終了後、遅滞なく、会議における審議の内容等を、適当な方法により、復興庁において公表する。

（議事要旨）

第5条 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、復興庁においてこれを公表する。

（議事録）

第6条 議長は、会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないと認める場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

（雑則）

第7条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。